

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和2年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例	暴力団排除特別強化地域で規制の対象となる営業の範囲を拡大するとともに、特定営業を営む者が自首した場合は刑の減輕又は免除ができるようにするものです。	令和2年 9月議会 議案 第80号	パブリック コメント	R2.6.26 ～ R2.7.27	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに意見を聴きました。	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市手数料条例の一部を改正する条例	マイナンバーの通知カード再交付手数料を廃止するものです。	令和2年 9月議会 議案 第81号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものの廃止であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	市民課 089-948- 6335
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例	大規模集客施設制限地区で建築してはならない建築物にナイトクラブ等を加えるものです。	令和2年 9月議会 議案 第82号	パブリック コメント	R2.6.22 ～ R2.7.21	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに意見を聴きました。	都市・交通 計画課 089-948- 6444
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例	新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置するものです。	令和2年 9月議会 議案 第83号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の予算執行方法に関するものであり、実施 要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない ため	地域経済課 089-948- 6547
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。